

虐待防止指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、障害児の尊厳を守り、安全で安心できる支援を提供することを目的として、虐待の防止に努めます。

障害のある児童は、自身の意思や気持ちを十分に表現することが難しい場合があり、支援者側の配慮や関わり方が非常に重要となります。

そのため、職員一人ひとりが虐待に関する理解を深め、「虐待をしない」「虐待を見逃さない」「不適切支援を未然に防ぐ」という意識を持ち、児童主体の支援を行います。

2. 虐待の定義

当事業所では、「障害者虐待防止法」及び「児童虐待防止法」に基づき、次の行為を虐待と定義します。

(1) 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例

叩く

押さえつける

強引に引っ張る

長時間無理に座らせる

威圧的に身体を制止する

(2) 心理的虐待

著しい暴言又は拒絶的な対応等により、児童に心理的苦痛を与えること。

例

怒鳴る

無視する

人格を否定する

みんなの前で過度に叱責する

脅すような発言をする

(3) 放棄・放任（ネグレクト）

必要な支援や配慮を怠ること。

例

見守り不足

水分提供を行わない

危険な状況を放置する

必要な支援を行わない

(4) 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、又はさせること。

例

不必要な身体接触

配慮のない更衣介助

羞恥心への無配慮

(5) 経済的虐待

児童の金品を不当に使用又は処分すること。

3. 虐待防止委員会について

当事業所では、虐待防止のため「虐待防止委員会」を設置します。

なお、身体拘束適正化委員会と一体的に開催します。

(1) 設置目的

虐待防止に関する現状確認

不適切支援の把握

再発防止策の検討

職員への周知・研修

身体拘束に関する検討

(2) 構成員

管理者

児童発達支援管理責任者

児童指導員

(3) 開催頻度

委員会は年1回以上開催し、必要時は随時開催します。

4. 虐待防止のための職員研修

当事業所では、全職員を対象として、虐待防止及び身体拘束適正化に関する研修を定期的 to 実施します。

研修内容

虐待防止

不適切支援

身体拘束適正化

事例検討

ヒヤリハット共有

研修記録

研修実施後は、以下の内容を記録し保管します。

実施日

参加者

内容

資料

5. 虐待の早期発見への取り組み

虐待を未然に防止するため、次の取り組みを実施します。

職員アンケート

早期発見チェック

支援状況確認
保護者からの相談受付
職員間共有

6. 虐待発見時の対応

職員は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに管理者へ報告します。必要に応じて、以下へ相談・通報を行います。また、事実確認を行い、再発防止に努めます。

横浜市
障害者虐待防止センター
関係機関

7. 不適切支援防止について

当事業所では、虐待に至る前段階として、不適切支援の防止に努めます。

不適切支援の例

威圧的な声掛け
長時間の叱責
強制的参加
子どもの気持ちを無視した対応
職員都合による対応

8. 身体拘束について

身体拘束は原則禁止とします。

ただし、以下の3要件を全て満たす場合に限り、やむを得ず実施することがあります。

切迫性
非代替性
一時性

詳細については、「身体拘束適正化指針」に基づき適切に対応します。

9. 利用者・家族への説明

本指針は、利用者及び家族が自由に閲覧できるよう、事業所内に掲示するとともに、求めに応じて提示します。

10. 指針の改定

本指針は、必要に応じて見直しを行います。

附則

本指針は令和7年4月1日より施行する。

令和8年5月21日より一部改定。